

2. 銅鐘^{どうしょう}

■ 指定日

昭和58年3月29日

■ 種別

兵庫県指定有形文化財 工芸品

■ 年代

平安時代

■ 所在地

朝来市生野町口銀谷

■ 所有者

金蔵寺



■ 内容

銅鐘表面「池之間」4区に彫り込まれた銘記には、因州(鳥取県)最勝寺に奉納のため、鑄造されたのが文永4年(1267)で、その後、東河庄の地藏堂(和田山町)桑市村の観音寺(朝来町)を経て元和元年(1615)金蔵寺に納まったとある。鑄造から740年余の歳月を経ており、その上、この間の変遷が刻まれた珍しい存在である。

物資不足の戦時中、金属類は次々と没収されたが、この鐘だけはただひとつ残された。